

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持株会社組織の優位性を活かし、グループ事業会社のコアコンピタンスを最大限に追求するとともに、経営資源の選択と集中に注力すべく、事業統合を機動的に行ない、経営効率の推進と収益力の強化に努めております。

経営の健全性および透明性の確保ならびに経営環境の変化に適応できる経営体制を確立し、明確な経営目標や経営方針を公表し、その達成状況をできるだけ早く開示して、経営陣の責任を明確にすることがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
角川 歴彦	2,040,658	7.48
株式会社角川グループホールディングス	2,027,910	7.43
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)サブアカウントアメリカンクライアント	1,721,600	6.31
日本生命保険相互会社	1,630,600	5.98
増田 宗昭	1,322,100	4.84
株式会社バンダイナムコホールディングス	1,310,000	4.80
財団法人角川文化振興財団	1,254,248	4.60
株式会社みずほ銀行	1,127,114	4.13
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,031,000	3.78
株式会社三井住友銀行	633,800	2.32

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	50社以上100社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
清水 英夫	弁護士									○
久夛良木 健	他の会社の出身者				○	○		○	○	
船津 康次	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
清水 英夫	東京証券取引所の規定する独立役員	清水氏は、日本のメディアに精通した弁護士、学者として活躍され、当社では専門的見地からメディア倫理面や知的財産の管理等の業務執行状況を監督いただいております。また、東京証券所有価証券上場規程施行規則第211条6項第5号に該当する事項がないことから独立役員として届出ております。
久夛良木 健	1. 東京証券取引所の規定する独立役員 2. 当社の子会社(株)角川マーケティングの社外取締役に就任しております	久夛良木氏は、ソニーのゲーム事業のパイオニアとして活躍され、高い見識を持つ経営者として(株)ソニーの取締役執行役員副社長、(株)ソニー・コンピューターエンタテインメントの代表取締役社長、会長を歴任され、当社では業務執行取締役の業務執行状況を独立した立場から監督いただいております。また、東京証券所有価証券上場規程施行規則第211条6項第5号に該当する事項がないことから独立役員として届出ております。
船津 康次	東京証券取引所の規定する独立役員	船津氏は、トランスコスモス(株)の代表取締役会長兼CEOとして同社を経営され、当社では業務執行取締役の業務執行状況を独立した立場から監督いただいております。また、東京証券所有価証券上場規程施行規則第211条6項第5号に該当する事項がないことから独立役員として届出ております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

1. 独立性に関する基本的な考え方

当社では、社外取締役候補者を決定するにあたり、経営陣から著しいコントロールを受ける又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす懸念のない方で、取締役の業務執行を監督できる会社経営経験の豊富な見識ある方、当社グループの事業戦略策定に貢献いただける方、又は専門分野を持ち当社の経営管理に貢献いただける方とすることを原則としています。

2. 社外取締役の活動状況

平成21年度に開催された16回の取締役会のうち、清水英夫氏は14回、久野良木健氏は15回出席し、船津氏は取締役就任後11回の取締役会のうち11回出席しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の数	4名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

監査役および会計監査人は、監査業務に関し適宜、情報・意見交換等を行い、相互に関係をとり監査業務にあっております。また、監査役は、会計監査人より定期的に監査の概要について報告を受けております。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、内部監査を担当する監査室と連携し監査の品質向上、効率化に取り組んでおります。また、監査役と監査室は定期的に会合し、監査役監査の結果と監査室の内部監査の結果を相互に共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
池田 靖	弁護士				○				○	
渡邊 顯	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
池田 靖	東京証券取引所の規定する独立役員	池田氏は、弁護士としての専門的な知識、見識を持ち、取締役の職務執行の妥当性、適法性について客観的に監査いただいております。また、東京証券所有価証券上場規程施行規則第211条6項第5号に該当する事項がないことから独立役員として届出ております。
渡邊 顯	東京証券取引所の規定する独立役員	渡邊氏は、弁護士としての専門的な知識、見識を持ち、取締役の職務執行の妥当性、適法性について客観的に監査いただいております。また、東京証券所有価証券上場規程施行規則第211条6項第5号に該当する事項がないことから独立役員として届出ております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

1. 独立性に関する基本的な考え方

当社では、社外監査役候補者を決定するにあたり、経営陣から著しいコントロールを受ける又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす懸念のない方で、会計または法律の専門家やその実務経験のある方とすることを原則としています。

2. 監査役の活動状況

平成21年度に開催された16回の取締役会のうち、池田靖氏は15回、渡邊顯氏は13回出席しております。また、平成21年度に開催された7回の監査役会のうち、池田靖氏は7回、渡邊顯氏は6回出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、個々の役員の基本報酬の額の決定につきましては、報酬を固定的な報酬と業績連動報酬に分け、前期における営業利益率と株主資本利益率を参考値として業績連動報酬の額を増減させることとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成21年度において取締役に支払った報酬の額は、16名に対し278百万円であります。うち、社外取締役に支払った報酬の額は、6名に対し21百万円であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会の要請に応じて、監査役の職務を補助するためのスタッフを置くこととし、その任命、異動については、監査役会の同意を必要とします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

(1) グループの枠組み

角川グループは、様々なコンテンツを創造・提供することによって文化の向上に貢献することを社会的な使命とし、健全な事業活動を通じてその使命を果たし、グループの企業価値の最大化を目指しております。

当社グループは、持株会社である当社と持株会社傘下の事業を担う事業会社で構成しております。持株会社はグループ全体の経営戦略を決定し事業の最適化をコントロールしつつ、各事業会社の経営を監督・支援し、事業会社は機動的な経営が求められることから業務執行に必要な権限と責任を持つ体制としております。同体制は、事業会社の事業遂行能力を高めるとともに事業会社の適切な管理を実現できることから、グループの企業価値の最大化に効果的な経営体制であると考えております。

また、持株会社は、監査役会設置会社ですが、さらに経営の健全性と透明性を確保するために、社外取締役制度を導入し、業務執行取締役の監督を強化しております。

(2) 持株会社の業務執行、監査・監督体制

取締役は、経営の健全性と透明性を確保するために取締役13名のうち3名を社外から招聘し、会長、社長ほかの業務執行取締役は、持株会社の管理部門を担当する取締役4名とグループの主要な事業を担う事業会社の社長4名が取締役に就任しております。また、経営責任の明確化と経営環境の変化への迅速な対応を図るために任期を1年としております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営上の重要な事項を決定するほか、持株会社の業務執行状況ならびに事業会社の経営状況を監督しております。

監査役は、4名のうち2名を社外から招聘した法律の専門家構成しており、監査の強化を図っております。

(3) 事業会社の業務執行、監査・監督体制

事業会社は、原則として取締役会設置会社としております。

持株会社は、事業会社の取締役、監査役の選任(解任)などの株主権の行使を通じて事業会社を統治し、日常は、毎月開催する持株会社と事業会社の主要な経営陣で構成されるグループ経営会議、ドメイン経営会議を通じて事業会社の業務執行状況を把握、監督しております。なお、事業会社の取締役、監査役の選任(解任)と役員報酬については、持株会社の社長の諮問機関である監理委員会の答申を経て決定しております。

また、持株会社の監査役は事業会社の監査役を兼務し、事業会社の監査を強化しております。

(4) 内部監査の体制

持株会社の社長直属の部署として、内部監査と内部統制報告制度に関する評価を担当する監査室を設けております。同室は業務執行部署から独立した7名の専任者で構成され、当社のほか連結子会社も監査の範囲としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の方にご出席いただけるよう、株主総会を土曜日または日曜日に開催し、株主総会後には映画を上映しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたは携帯電話による議決権の行使ができるほか、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」もご利用いただけます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表後に説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、本決算後に欧米で説明会を開催しています。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページのIR情報項目に『トピックス』を設けて、東京証券取引所への開示情報をリアルタイムで公表しております。また、四半期ごと年4回、決算内容や事業活動のトピックスを記載した「KADOKAWA通信」を株主に送付しております。さらに、平成20年6月より、株主総会における議決権行使の集計結果を、当社ホームページ上に掲載しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月25日(平成19年12月21日一部改定)、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム構築の基本方針)について、下記の通り、取締役会で決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、当社及び当社子会社、関連会社(以下、グループ会社という)の役職員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「角川憲章」、「角川グループコンプライアンス規程」を制定し、その中で行動規範と行動基準を定める。
- 2) コンプライアンスを統括する機関として、社長を委員長とし、社外役員、監査室長等で構成する「角川グループコンプライアンス委員会」を設置し、当社及びグループ会社に対して企業倫理とコンプライアンスの徹底を図る。
- 3) 役職員が、社内でコンプライアンス上問題のある行為を知ったときは、不利益を受けることがないことを保証したうえで通報することを義務づけ、受付窓口として「コンプライアンス相談窓口」(法務・総務室、グループ各社、顧問弁護士)を設けて、適切な対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 役職員の職務執行に係る情報の保存及び管理に関し、「文書管理規程」に基づき、保存対象文書、保存期間を定め、統括マネジャーを文書管理責任者として、適正に保存及び管理を行う。
- 2) 取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 役職員は、職務の執行に伴うリスクの識別および評価を通じて、職務執行に際して、社内規程に基づき付与された権限の範囲内で、個々のリスクの管理を行う。
- 2) 監理委員会は、全社的及び組織横断的なリスクを分析・評価のうえ、適宜必要な報告を社長に行う。
- 3) 不測の事態が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行う。
- 4) 監査室は、「内部監査規程」及び関連する個別規程に基づき、業務監査、会計監査、システム監査を実施し、リスク管理を含む内部統制の整備状況を検証する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会を毎月1回開催する他、適宜臨時に開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。また、経営戦略や業務執行の重要事項を審議するグループ経営会議及びドメイン経営会議を設置し、定期的に開催する。
- 2) 経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、業績管理を行う。
- 3) 業務執行に際しては、取締役会規則、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内規程に基づき、業務分掌、決裁権限及び権限委譲を明確にし、迅速かつ効率的な意思決定を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ会社における重要な意思決定のルールや、親会社への業務執行状況及び重要事項の報告の要領を定めた「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社各社の業務執行状況等について、取締役会で報告を受ける。
- 2) グループ会社は、自社の特性を踏まえ、それぞれが自主的に内部統制システムを構築、運営、整備するが、各社の内部統制の状況について、親会社監査室が内部監査を実施し、その有効性と妥当性を検証する。
- 3) 親会社の監査役は、グループ会社の監査役を兼任する体制をとり、親会社監査役として、また同時にグループ会社監査役として、企業集団全体の業務執行を監査し、業務の適正を確保する。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役会の要請に応じて、監査役の職務を補助するためのスタッフを置くこととし、その任命、異動については、監査役会の同意を必要とするものとする。
- 2) 監査役スタッフを置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して行う。

(7) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役及び社員は、取締役会に付議する重要な案件と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、内部監査の結果、「コンプライアンス相談窓口」への通報状況について、監査役会に報告、もしくは監査役の出席する会議において報告するものとする。
- 2) 取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行わなければならない。
- 3) 上記に拘らず、監査役は必要に応じ、取締役、社員に報告を求めることができる。
- 4) 代表取締役と監査役は定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- 5) 監査役は、業務の適正を確保するうえで必要な業務執行の会議に出席することができる。
- 6) 監査役会が必要とする場合は、外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力排除に向けて、当社および当社グループ各社の行動基準に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を持たない」と定めており、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、弁護士、警察等と連携し毅然とした態度で対応します。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

